

電離放射線健康診断(電離放射線障害防止規則第56条)

放射線業務に常時従事する労働者で、管理区域に立ち入るものに対して、雇入れの際または当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

健康診断項目

- 放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければなりません。
 - 被爆歴の有無(被爆歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、[その他放射線による被爆に関する事項](#))の調査及びその評価
 - 白血球数及び白血球百分率の検査
 - 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
 - 白内障に関する眼の検査
 - 皮膚の検査
- 前項の健康診断のうち、雇入れ又は当該業務に配置替えに行わなければならないものについては、使用する線源の種類等に応じて、同項第四号に掲げる項目を省略することができる。
- 第一項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第二から第五号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。
- 第一項の規定にかかわらず、同項の健康診断(定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ。)を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当核健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二項から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、[行うことを要しない](#)。
- 事業者は、第一項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量(これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料(その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料))を医師にしめさなければならない。

上記健康診断第56条の詳略

第1 改正電離則第56条第1項第1号に規定する「被爆歴の有無の調査及びその評価に係る調査・評価項目」

- [その他放射線による被爆に関する事項](#)については次の項目とする事
 - 前回の健康診断までに受けた累積の実効線量
 - 前回の健康診断から今回の健康診断までに受けた実効線量並びに眼及び皮膚の等価線量
- 必要に応じ調査を実施し、その評価を行うことが適当である事項について
 - 雇入れ時又は放射線業務に配置換えの際の健康診断
 - 放射線業務以外の有害業務歴(業務内容、時期及び期間)
 - 喫煙習慣の有無及び1日の本数
 - 既往歴の有無
 - 現在治療中の病気及び服用している薬の有無及びその内容
 - アレルギー等の有無及びその内容
 - 定期の健康診断
 - 事業者より聴取すべき事項
 - 健康診断を受ける労働者が作業を行っている作業場所の線量当量率
 - 放射線測定器の装着状況(不均等被爆の有無及びそれに対する対応状況)
 - 労働者より聴取すべき事項
 - 放射線業務における電離放射線の種類
 - 保護具の種類及び着用状況

- (ウ) 放射線業務以外の有害業務歴(業務内容、時期及び期間。ただし(1)アから変更がない場合は除く)
- (エ) 喫煙の習慣の有無及び1日の本数
- (オ) 既往歴の有無
- (カ) 現在治療中の病気及び服用している薬の有無及びその内容
- (キ) 前回の健康診断後に発症したアレルギー等の有無及びその内容

第2 改正電離則第56条第2項から第4項までに規定する健康診断の項目の省略等の可否について

1 次の(1)～(6)示す業務については、第56条第2項の規定により健康診断の項目を省略する事は適当ではない。

- (1) 原子炉(臨界実験装置を含む。)施設における原子炉の運転及び原子炉周辺設備の保守点検の業務(中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)
- (2) 次のような加速器を取り扱う業務(中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)
 ア 最大出力が6 MeVを超える直線加速器
 イ サイクロトロン、シンクロトロン及びシンクロサイクロトロン
 ウ 陽子線、重陽子線その他の重荷電粒子線を発生させる加速器
 エ その他中性子線が発生するおそれのある加速器
- (3) 中性子線を発生させる次の放射性物質を取り扱う業務(中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)
 ア ^{252}Cf
 イ ^{226}Ra - B β 及び ^{241}Am - B β
- (4) 核燃料物質(U、Pu及びTh)を取り扱う業務(核分裂を伴うおそれがないことが明らかな業務及び中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)
- (5) 核融合実験装置を取り扱う業務(核融合を伴うおそれがないことが明らかな業務及び中性子線にさらされるおそれのないことが明らかな区域での業務を除く。)
- (6) エックス線装置又はガンマ線照射装置を使用する業務であって、露出した利用線錐に近づかざるを得ないような場合、長時間の透視又は撮影の作業を行う場合において、照射中に受像機の後ろに待避せざるを得ない場合等、装置の仕様又は作業方法からみて当核業務に従事する労働者が眼に大量のエックス線又はガンマ線を受けるおそれのある業務

2 改正電離則第56条第3項に規定する健康診断の項目の省略について

次の各検査項目ごとに掲げる者については、第56条第3項の規定により、当検査項目を省略することは適当でないこと。

- (1)白血球百分率
 - ア 白血球百分率が生理的範囲外である者
 - イ 業務上、1年間に250 mSv以上の実効線量を受けたことのある者
 - ウ 業務上、1年間に100 mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
 - エ 自覚症状から白血球百分率に何らかの所見が認められることが疑われる者
 - オ 前回の健康診断において、白血球百分率に異常所見が認められた者
 - カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者
- (2)白血球数
 - ア 白血球数が生理的範囲外である者
 - イ 業務上、1年間に250 mSv以上の実効線量を受けたことのある者
 - ウ 業務上、1年間に100 mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
 - エ 自覚症状から白血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
 - オ 前回の健康診断において、白血球数に異常所見が認められた者
 - カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者
- (3)赤血球数
 - ア 赤血球数が生理的範囲外である者
 - イ 業務上、1年間に250 mSv以上の実効線量を受けたことのある者
 - ウ 業務上、1年間に100 mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
 - エ 自覚症状から赤血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
 - オ 前回の健康診断において、赤血球数に異常所見が認められた者
 - カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者
- (4)血色素量又はヘマトクリット値
 - ア 血色素量又はヘマトクリット値が生理的範囲外である者
 - イ 業務上、1年間に250 mSv以上の実効線量を受けたことのある者
 - ウ 業務上、1年間に100 mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
 - エ 自覚症状から血色素量又はヘマトクリット値に何らかの所見が認められることが疑われる者
 - オ 前回の健康診断において、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められた者

カ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けていることが疑われる者

(5)眼

- ア 業務上、眼に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 白内障を疑わせる自他覚症状のある者
- ウ 前回の健康診断において、異常所見が認められた者
- エ 業務内容からみて、眼に大量の放射線を受けていることが疑われる者

(6)皮膚

- ア 業務上、皮膚に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 皮膚疾患を疑わせる自他覚症状のある者
- ウ 前回の健康診断において、異常所見が認められた者
- エ 業務内容からみて、皮膚に大量の放射線を受けていることが疑われる者
- オ 前回の健康診断において、皮膚に外傷・熱傷・潰瘍等、放射性物質が体内に浸透しやすく、又は放射性物質により汚染されやすい疾患があると認められた者
(非密封の放射性物質を取り扱う業務に従事する者に限る。)

(7)各検査項目について、特に実施を希望する者

3 改正電離則第56条第4項に規定する健康診断の項目の省略について

次の各検査項目ごとに掲げる者については、第56条第4項の規定にかかわらず**当核検査項目を実施することが望ましいこと。**

(1)白血球百分率

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から白血球百分率に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、白血球百分率に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、白血球百分率に異常所見が認められが疑われる者

(2)白血球数

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から白血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、白血球数に異常所見が認められた者

(3)赤血球数

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から赤血球数に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、赤血球数に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、赤血球数に異常所見が認められることが疑われる者

(4)血色素量又はヘマトクリット値

- ア 業務上、1年間に250mSv以上の実効線量を受けたことのある者
- イ 業務上、1年間に100mSv以上の実効線量を受けて5年間程度の期間を経過していない者
- ウ 自他覚症状から血色素量又はヘマトクリット値に何らかの所見が認められることが疑われる者
- エ 前回の健康診断において、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められた者
- オ 業務内容からみて、大量の実効線量を受けて、血色素量又はヘマトクリット値に異常所見が認められることが疑われる者

(5)眼

- ア 業務上、眼に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 白内障を疑わせる自他覚症状が前回の健康診断後は初めて発生した者
- ウ 業務内容からみて、眼に大量の放射線を受けて、白内障が認められることが疑われる者

(6)皮膚

- ア 業務上、皮膚に大量の放射線を受けたことがある者
- イ 皮膚疾患を疑わせる自他覚症状のある者
- ウ 前回の健康診断において、異常所見が認められた者
- エ 業務内容からみて、皮膚に大量の放射線を受け、皮膚疾患が認められることが疑われる者
- オ 前回の健康診断において、皮膚に外傷・熱傷・潰瘍等の疾患が認められ、かつ、業務内容から見て、放射性物質が体内に浸透し、又は放射性物質により汚染されたことが疑われる者。
(非密封の放射性物質を取り扱う業務に従事する者に限る。)

(7)各検査項目について、特に実施を希望する者